

# 漏水修理における給水装置の維持管理区分について

平成31年2月1日

## 1 給水装置の維持管理区分について

- (1) 管理区分は水道メーターの1次側とします。ただし、水道メーター・メーターボックス・止水栓等の日常の管理は使用者（所有者）とします。

## 2 維持管理費の負担について

- (1) 適正な設置・管理がされており自然漏水が発見された場合は水道メーターの1次側までの工事を、使用者（所有者）の承諾を得て市の負担で実施します。また、検針しやすい位置に移設する場合があります。ただし、修繕のため支障になる舗装や構造物・植栽等の移設や撤去及び復旧に要する費用は除きます。  
共同バルブが設置されている場合には、共同バルブ1次側まで使用者（所有者）の承諾を得て市の負担で実施します。
- (2) 水道メーターの凍結による破損や、メーターボックスの破損等に関わる修理費用は、使用者（所有者）の負担とします。
- (3) 水道事業管理者（市長）がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

## 3 施行期日

平成31年2月1日から施行する。

